

## 第36回定例総会 令和8年5月29日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、5月の業務報告をいたします。

---

### 報告、業務報告

---

局長 また、相続届出4件、賃貸借合意解約13件、使用貸借合意解約4件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局長 また、先月の総会の議案第175号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、建築物の違反転用を是正するための転用申請があり、ご承認いただきましたが、申請者の死亡により、これを取り下げたいとのことで取り下げ願いを受付けましたのでご報告いたします。

局長 また、先月の総会の議案第178号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、顛末書が準備できていませんでした。今回、顛末書を配布しておりますのでご確認をお願いいたします。

局長 これからの、総会進行につきましては、会長をお願いいたします。

会長 ただ今から令和8年度第36回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員16名、推進委員12名、合計28名の出席であります。本日の議案件数であります。5件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。12番委員、28番委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第179号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第179号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書

1 ページのとおり申請件数は 1 件であります。なお、1 番の申請について、資料送付後に修正がありましたので、別紙議案に差替えをお願いいたします。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 今回は 22 番委員と私（4 番委員）が会長の命を受けまして、5 月 20 日午前 9 時 15 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、椎原事務局長同行のもと、農地法第 5 条 1 件、非農地証明 3 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくをお願いいたします。なお、非農地証明には 7 番委員、28 番委員にも同行していただきました。

22 番 農地法第 5 条の 1 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約 100m のところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け、建築条件付き宅地分譲を建築するために申請されたものです。周囲は東側は農地、西側は市道を挟んで宅地、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は集水し申請地西側の側溝に接続して処理します。生活排水は申請地西側の公共下水道に接続して処理します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、周辺にコンクリートブロックを設置し、土砂流出を防ぎます。土地の周辺関係者等への説明もされ、同意を得ているとのこと。申請地は、水道管及び下水道管が埋設されている 4 m 幅の道路があり、かつ 500m 以内に教育施設・医療施設があることから、第 3 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は〇〇万円です。また、転用事由は建築条件付分譲用地となります。

議長 暫時休憩。

議長 ただ今から協議会を行います。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第180号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第180号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書2ページのとおり、申請件数は4件であります。

このうち、1番について、資料送付後に田1筆(所在:大字荒武字〇〇、地番:〇〇、面積:181㎡)が申請者より取り下げられましたので、計が田:5筆、面積:4,275.00㎡となります。

なお、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いいたします。10アール当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告します。

議長 1番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32番 1番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、妻地区〇〇の受人への贈

与による所有権移転となります。渡人及び受人とも都於郡の〇〇集落の生まれであります。申請地は〇〇から南へ約 900m のところにある農地です。受人は〇〇集落で早期水稲 70 アールを作付けしています。現地には水稲を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 取り下げとなった 1 筆については、現況地目は田となっておりますが、現地確認で、樹木が生い茂っており農地への復元が困難と判明したため、申請者より取り下げがあったものです。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

2 番 取り下げた 1 筆はどうされるのですか。

32 番 この 1 筆についても同じ方に贈与したい意向があり、検討をしていると聞いています。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 2 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 2 番を説明します。北海道札幌市の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約 500m のところにある農地です。受人は都於郡地区〇〇で水稻や牧草をあわせて 570 アールを作付けしています。現地に水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラック 2 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 3 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 3 番を説明します。北海道札幌市の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約 500m のところにある農地です。受人は都於郡地区〇〇集落でハウスゴーヤ 20 アール、水稻 1 ヘクタールを作付けしています。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 1 台、軽トラック 1 台、

軽箱バン1台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に4番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15番 4番を説明します。北海道札幌市の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約300mのところにある農地です。受人は都於郡地区で水稻、ズッキーニ、ゴーヤを全体で350アールを作付けしています。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター1台、軽トラック1台、田植機1台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

13 番 350アールの作付けの内訳を教えてください。

15 番 水稻が200アール、ズッキーニが50アール、ゴーヤが50アール、普通作が50アールです。

議 長 ほかにありませんか。

5 番 この議案の農地の縦の長さはいくらですか。

15 番 100mです。

議 長 穂北地区は50mです。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第181号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第181号農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法

定公告については、県が一括して行うこととなっております。

まず、所有権移転分として議案書 3 ページのとおり 1 件であります。

議長 説明のありました 1 件の議案について審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 引き続き事務局の説明を求めます。

局長 次に賃貸借権設定分として議案書 4 ページから 22 ページのとおり 37 件で  
あります。

議長 説明のありました 37 件の議案のうち、申請番号 23 番及び 25 番は〇〇委員  
員が受人の案件でありますので、23 番、25 番を除く 35 件の議案について、  
一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に、申請番号 23 番、25 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条

の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、  
〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、23 番、25 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手  
願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長 議案第 182 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いた  
します。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 182 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いた  
します。今回の非農地証明交付申請は、議案書 23 ページのとおり 3 件であり  
ます。

このうち、1 番について土地の計を 1 筆に、2 番について土地の計を 3 筆に、  
それぞれ訂正をお願いいたします。

議 長 1 番について地元委員の説明を求めます。

7 番 1 番を説明します。申請地は三納地区〇〇集落で〇〇から東へ約 200m のと  
ころにある農地です。申請人が所有する農地ですが、10 年以上耕作されてお  
らず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農  
用地区域内の土地でなく、公共投資の対象となった農地内でないことから非農

地判断事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 説明について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に2番について地元委員の説明を求めます。

7 番 2番を説明します。申請地は三納地区〇〇集落で〇〇そばにある〇〇の周辺にある農地です。申請人が所有する農地ですが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内の土地でなく、公共投資の対象となった農地内でないことから非農地判断事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 説明について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に3番について地元委員の説明を求めます。

28 番 3番を説明します。申請地は穂北地区〇〇集落で〇〇から北へ約50m進ん

だところにある農地です。申請人が所有する農地ですが、現況は宅地であります。築 100 年近くの家があり、居住されております。農地法施行以前から農地以外の土地であったことから非農地判断事由 1 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 非農地にした場合、家屋を壊して建直することができるのですか。

事務局 この議案は現状に対しての非農地の審議ですが、不可能ではないと考えます。

5 番 更地にして、建直してもよいということですか。

事務局 非農地と認定されて、登記の地目が宅地と変わった後は、問題ないと考えます。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 議案第 183 号令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)  
についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 長友補佐説明。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

---

協 議 会

---

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後4時49分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長

12 番

28 番